

## 総会

配布：一般

2017年3月20日

### 第71会期

議事日程議題 123

#### 2017年3月10日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/71/L.59 and Add.1)]

#### 71/278. 性的搾取および虐待に関する国際連合行動

総会は、

国際連合憲章の目的と原則および国際法を想起し、

あらゆるその側面における平和維持活動の全体的問題の包括的な再検討に関する 2016年6月14日の70/268、横断的問題に関する2016年6月17日の70/286および任務中の国際連合職員並びに専門家の刑事責任に関する2016年12月13日の71/134の総会諸決議をまた想起し、そして2015年10月13日の2242(2015)および2016年3月11日の2272(2016)の安全保障理事会諸決議に留意し、

性的搾取および虐待の被害者の権利を保護すること、並びに証人の適切な保護を確保することの重要性を意識して、またこれに関連して国際連合要員と関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助と支援に関する国際連合包括的戦略に関する2007年12月21日の総会決議62/214の採択を想起し、

システム全体の国際連合要員による、並びに安全保障理事会の任務の下で勤務している国際連合以外の要員による、性的搾取および虐待を強く非難し、またそれについて深い懸念を表明し、そして性的搾取および虐待に対処するための措置を強化するという加盟国の公約を強調し、

国連憲章の目的と原則の下で働く、平和維持要員を含む、国際連合システム全体の全ての国際連合要員の活動を認め、そして数名の行動は、全ての者の業績を損なうため許されないことを強調し、

国際連合の規定および規則に従った、国際連合要員の適切な規律と行動は、その各々の職務権限を遂行する自らの有効性にとって、並びに国際連合の信用性とそれが保護することを負託された住民の安全と福祉にとって、非常に重要であることを強調し、そしてこれに関連して、性的搾取および虐待の問題に関する展開前の教育を強化するための現行の取組の重要性に留意し、

性的搾取および虐待に対する国際連合対応を改善することに関する特別調整官の任命および性的搾取および虐待の予防と対応に対する国連の対処方法における目に見えるまたある程度の改善を達成するための明解で、仕組みを変えるような戦略を、緊急の問題として、策定するハイレベル作業部会の設立<sup>1</sup>を含む、性的搾取および虐待と闘う事務総長による継続した取組を歓迎し、

1. 機関、基金および計画を含む、国際連合システム全体の性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策に対する総会の公約を再確認する。

2. 事務総長、性的搾取および虐待に対する国際連合対応を改善することに関する特別調整官事務所およびゼロ・トレランス政策を履行する、とりわけより一層の責任を促進するため国連の予防、報告、執行および救済行動を強化する、その取組における全ての関連する部局に対する総会の支援を表明し、そしてこれに関連して事務総長に対し、同政策の効果的実施のために加盟国と緊密に協議して活動し続けることを要請する。

3. 時宜を得たまた適切なやり方で、性的搾取および虐待に対して責任を負う者の責任を問う国家の重要性を強調しそして予防と責任は、ゼロ・トレランス政策に対するその連帯した公約を示すため国際連合およびその加盟国にとってまた国際社会の信頼を維持しそして被害者に対し正義を提供することにとって非常に重要であることを強調し、これに関連して正真正銘の責任は、加盟国の協力にあることを強調し、そしてこれに関連して国際協力を強化する必要性をまた強調する。

4. 安全保障理事会の職務権限の下で承認された国際連合以外の部隊を展開している加盟国に対し、

---

<sup>1</sup> A/71/818 を参照。

性的搾取および虐待の申立を調査しそして実行者の責任を問う適切な措置を講じることを求める。

5. 安全保障理事会の職務権限の下で承認された全ての国際連合以外の部隊に対し、自らの要員による性的搾取および虐待を予防し、そしてそれに対する刑事責任の免除と闘うため適切な措置を講じることを促す。

6. 刑事責任の免除の文化は、性的搾取および虐待の増加の原因となり得ることを認識し、そしてこれに関連して迅速に調査することと、適当と認められる場合に、訴追を通したものを含む、適切な措置を講じる必要性、そして講じられた行動について迅速に国際連合に報告する必要性を強調する。

7. あらゆるカテゴリーの国際連合要員は、国際連合のイメージ、信用性、中立性および誠実さを維持するように、同じ行為基準を持たなければならないことを再確認し、そして管理上の、指揮上のまた個人の責任を確実にする方法の一層の審議に専念し続ける。

8. 国際連合平和維持活動に勤務中に自らの生命を危うくした数万の平和維持要員に敬意を表し、性的搾取および虐待の行為が、国際連合の信用性、有効性および評判を損なうことを強調し、これに関連して、予防し、調査し、刑事責任の免除と闘いそして性的搾取および虐待の行為に責任を有する個人の責任を問うための効果的な措置を講じてきた部隊要員および警察要員提供諸国を称賛し、そして国際連合システム内での最善の慣行を確立することの重要性を強調する。

9. 事務総長に対し、内部監査局の業務上の独立を念頭に置きつつ、監査する統合された対処方法を確実にするために内部監査局の会計検査、評価および調査任務に関して、効果的な調整と共同作業を促進し続けることを要請する。

10. 性的搾取および虐待の被害者は、国際連合システム全体で、ゼロ・トレランス政策を実施することにおいて国際連合の中心にあるべきであることを強調し、これに関連して被害者に対する迅速な支援を提供することの重要性を強調しそして性的搾取および虐待の被害者を支援する信託基金に対する自発的拠出金を歓迎し、事務総長に対し、被害者の個人の必要性に従って基本的な援助と支援を直ぐに被害者が受けるために国際連合組織を通じた調整を強化することを奨励し、そして安全保障理事会の職務権限の下で勤務している国際連合以外の要員の関連する当局に対し、自らの要員により犯された性的

搾取および虐待の被害者に対する適切な援助と支援を提供することをまた奨励する。

11. 部隊要員および警察要員提供諸国が、自らの国内法に従って、性的搾取および虐待の行為について調査することと自らの要員の責任を問うことの責任を負っていることをまた強調し、これに関連して安全保障理事会決議 2272(2016)に留意し、そして事務総長に対し、安全保障理事会決議 2272(2016)の実施のための業務上の指針の実施に関して、適切な場合には、加盟国、とりわけ部隊要員および警察要員提供諸国と協議することを要請する。

12. 事務総長および全ての関連する組織に対し、システム全体の国際連合要員による、並びに国際連合組織がそれについて知ることになった安全保障理事会の職務権限の下で勤務している国際連合以外の要員による性的搾取および虐待の申立について関係する加盟国に直ちに通報することを要請し、そして事務総長に対し、関係する加盟国が、自国当局による適切なフォローアップを可能にするためのあらゆる利用可能な情報を受け取ることを確実にすることを要請する。

13. 申立の信頼に足る報告の透明性の強化は、性的搾取および虐待と闘うことにおける国際連合の有効性に積極的に貢献することを強調する。

14. 性的搾取および虐待に関する、事務総長、国際連合システムの組織と部隊要員および警察要員提供諸国を含む加盟国との間の共同作業を更に改善することの重要性をまた強調し、そして性的搾取および虐待に関連するあらゆる側面に関する情報の頻繁な交換を維持する必要性を強調する。

15. 「性的搾取および虐待：ゼロ・トレランス政策の実施」と表題のついた項目を総会の第 72 会期の暫定議題に含めることを決定し、そして事務総長に対し、既存の職務権限および手続に沿って、総会による審議のために、国際連合システムの範囲内のゼロ・トレランス政策の実施において為された進展を含めて、性的搾取および虐待からの保護のための特別措置に関して、2003 年 4 月 15 日の決議 57/306 に従って、報告し続けることを要請する。

第 71 回本会議

2017 年 3 月 10 日